

(別表4)

正しい方法での施工に当たっての留意事項

【柵の施工】

(電気柵・ネット柵共通)

- 対象獣類が飛び越えられない十分な高さ又は構造とすること。

(電気柵)

- 支柱が倒れたり、さく線に弛みが生じたりしていないこと。
- 支柱間隔が4 m以下であること。
- 原則、ガイシが対象獣類の侵入方向に向いていること。
- 最下段と地面との間の柵線間隔、柵の高さと柵線の段数が対象獣類に応じたものになっていること。
- 通電性の悪い舗装道から一定距離以上離れていること。
- アースは全体をしっかりと打ち込むなどにより、十分な接地機能を有すること。また、必要に応じて増設を検討すること。
- 金属製の柵との複合柵の場合、金属製の柵と接触していないこと。

(ネット柵)

- 下部に空間が空いていないこと。
- 地際対策ができていないこと。
- 倒されたり破られたりしないように、緊張せずに張ること。ただし、ネット上端が弛んで低くなっても対象獣類が飛び越えない高さになっていること。
- 網み目の目合いが10cm以下であること。

(別表5)

定期的な見回りに当たっての留意事項

【見回りのポイント】

(電気柵・ネット柵共通)

- 侵入防止柵の外側に作物がはみ出していないこと。
- 倒木等による破損や断線、土砂流出等による隙間等が生じていないこと。

(電気柵)

- 支柱が倒れたり、さく線に弛みが生じたりしていないこと。
- 対象獣類の侵入の形跡がないこと。
- さく線の電圧低下が起きていないこと（電圧測定器での計測）。
- 乾電池やバッテリーが適正な電圧であること。
- 漏電が生じないよう草刈りなどが実施されていること。
- 24時間通電していること（作物のない期間に通電しない場合には、電気柵は痛くないという学習をさせないよう、撤去を行うこと）。

(ネット柵)

- 下部に空間が空いていないこと。
- 地際対策ができていないこと。
- 対象獣類の侵入の形跡がないこと（下部の空間や噛み切られによる穴など）。
- ツルや草の絡みがないこと。

【その他】

(電気柵・ネット柵共通)

- 農家が日常的に見回り等を行うことに加え、被害が発生する時期や被害が増加している箇所、柵の隙間からの侵入が確認されたことのある箇所を把握し、重点的に見回る時期や場所を検討した上で、見回りの実施とその結果に基づく補修・補強作業を行うこと。
- 栽培暦に柵の維持管理を入れ込んだり、地域の寄り合いで被害の発生や対策状況を話し合い共同で見回りをしたりするなど、被害対策の状況を地域内で共有すること。
- 見回りの省力化のため、遠隔地からの電気柵の電圧監視システムなどICT技術の活用や通電性の防草シートの敷設を検討すること。
- 見回り際には、音の出るものを携帯し自分の存在をアピールすること、クマ類の出没情報に留意し、行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けることなど、クマとの不意の遭遇による人身被害に十分注意すること。